

	対応する 主要施策等	要旨	計画への記載、具体的な対応 (新規事業、取組中の事業の改善等)
1	・自立支援型のケアマネジメントの強化	・地域ケア会議を通じた自立支援型のケアマネジメントの強化は素晴らしいが、これまでは地域ケア会議といっても困難事例の検討の側面が強かったため、軽度者の自立を進める視点を持った会議の推進について、今後支援して進めていただきたい。	第2章第2節1の「地域ケア会議の推進と生活支援・介護予防サービスの充実」の(2)「地域ケア会議等を通じた自立支援型のケアマネジメントの強化、リハビリ体制の充実」に地域ケア個別会議やサービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進を記載 また、軽度者の自立を進めるため介護予防の取組みを強化することを記載
2		・介護保険を「お世話型」から「自立支援型」へと転換するためには、自立支援型のケアマネジメントと、介護予防・日常生活支援総合事業の両方を強化しながら、なおかつ両方の連携を強化する施策が必要であり、例えば地域ケア会議等の場にリハ職が出やすくなるよう県が応援すれば、市町村も動き易くなるのではないかと。	第2章第2節1の「地域ケア会議の推進と生活支援・介護予防サービスの充実」の(2)「地域ケア会議等を通じた自立支援型のケアマネジメントの強化、リハビリ体制の充実」に地域ケア個別会議やサービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進を記載するとともに、リハビリ専門職等が地域に出やすくなるよう広域派遣の調整を記載
3	・生活支援・介護予防サービスの充実と地域住民が支え合う地域づくり ・地域包括支援センターの機能強化など総合的な支援体制の推進	・国においては「一億総活躍プラン」を閣議決定し、福祉分野において『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現をめざして』を打ち出したが、これは、介護保険法や障害者関係法等既存の縦割りシステムでは対応が難しくなってきたということであり、こうした国の動きなどを踏まえて第7期計画をつくる必要があるのではないかと。	・第2章第2節1(4)「生活支援・介護予防サービスの充実と地域住民が支え合う地域づくり」の「施策の方向」に「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するため地域住民を主体とした体制の整備を記載するとともに、「地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進」として、住民と専門職等を結びつけるコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置を記載 ・第2章第3節2(1)「地域包括支援センターの機能強化など総合的な支援体制の推進」に地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制づくりの一つとして、制度横断的な支援につなぐ地域包括支援センターの総合相談機能の充実を記載
4	・在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実	・在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実とあるが、在宅サービスの充実はどう力を入れていくのか、もう少しはっきり示していただきたい。施設サービスが高いとしても、在宅サービスも高ければ、それはそれでバランスが取れていると思う。その分介護保険料が高くなるが、県民の理解を求めれば大丈夫なのではないかと。	第2章第2節1の1-2「在宅と施設のバランスの取れた介護サービスの充実」の(1)「ニーズを的確にとらえた在宅サービスの充実」において、施策の方向に「住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、複合的なサービスを柔軟に提供できる地域密着型サービス等の整備を推進する」ことを記載 また、具体的な施策に「地域密着型サービスの充実など中重度の在宅要介護者の在宅生活支援の強化」を記載
5	・ニーズを的確にとらえた在宅サービスの充実	・定期巡回介護サービスや小規模多機能居宅について、独居でがん末期の人も在宅で見送れるほか、認知症の人の在宅期間も延びるため、これを広めていく必要があるが、人材確保が難しく、また普通に頑張ると赤字になるため、工夫や努力が必要である。	第2章第2節1の1-2「在宅と施設のバランスの取れた介護サービスの充実」の(1)「ニーズを的確にとらえた在宅サービスの充実」において、施策の方向に「住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、複合的なサービスを柔軟に提供できる地域密着型サービス等の整備を推進する」ことを記載 また、具体的な施策に「小規模多機能型居宅介護事業所等の整備促進」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に向けたサービス事業所への支援」を記載

	対応する 主要施策等	要旨	計画への記載、具体的な対応 (新規事業、取組中の事業の改善等)
6	ニーズを的確にとらえた在宅サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の医療と介護のSCRデータを使った分析によれば、富山県は訪問系サービス量が少ないという結果が出ている。特に在宅で医療を受けられる体制が脆弱であると予想され、在宅における医療と介護の強い連携の仕組みが必要である。 ・認定を受けた軽度者の重度化予防のための在宅サービスの多様性があまりないため、再検討をお願いしたい。重点項目「介護との連携による在宅医療の推進」の中で、もう少し訪問診療や訪問看護等のサービスが、要介護度の低い人にどのように提供されるべきかということに関する指針が示されるとよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章第2節2(3)「在宅医療・介護連携の推進」の「在宅医療を支える医療関係者と介護関係者の相互理解の促進」や「在宅療養を支える多様な生活支援サービスの確保」、さらには「市町村への支援」として地域分析に基づく情報の提供を記載しており、在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に努めてまいりたい。 ・また、訪問診療や訪問看護等のサービスについては、在宅療養者の状況に応じたサービスが提供されるよう、介護支援専門員に対する研修を記載
7	・重度者を支える施設ケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療計画との整合性について、介護療養型医療施設の受け皿は、1つには特別養護老人ホームだと思うが、入所基準があり、独居の人や在宅の人が有利になるため、今後県を含めた関係者と相談していきたい。 	<p>特別養護老人ホームの入所指針における入所評価基準の見直しにあたっては、その内容について、公平性が確保されているかを検討する必要がある。このため、県としては、まずは、実際に評価基準を運用されている施設や老人福祉施設協議会のご意見を伺ってまいりたい。</p>
8	・質の高い在宅医療提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションの数は増えているが、量とともに訪問看護師の質の向上が必要であり、認定看護師、あるいは特定行為のできる看護師を計画的に養成していくような取組みがあればよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章第2節2(2)「質の高い在宅医療等の推進」に「訪問看護に取り組む看護師の養成・資質向上等に関する研修の実施」を記載しており、訪問看護師の質の向上に向けて計画的に養成してまいりたい。
9	在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療、訪問看護は急性期対応ができる医師、看護師でないと対応できないため、総合診療専門医をどれだけ作れるのか、作る努力をするのかという点も考えていただきたい。 ・訪問看護の看護師は結構養成されているが、みな急性期の病院に入ってしまうため、南砺市民病院が行っているような訪問看護との人事交流も、ひとつの大切な取組みであると考えている。 ・医師会が中心となりながら、多職種の連携の会議を継続的に行うといった地道な取組みも、在宅医療と病院の連携をスムーズにする非常に大きなツールである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章第2節2(2)「在宅医療提供体制の整備」の＜具体的な施策＞のうち、「在宅医療を支える医療関係者の確保」に「総合診療科医を志望する医学生に対する修学資金の貸与など、総合診療科医の確保」を記載 ・第2章第2節2(2)「質の高い在宅医療等の推進」に病院看護師と訪問看護師とが互いの理解を深め連携を進めるための「病院看護職員の訪問看護ステーションへの出向等研修の実施」を記載 ・第2章第2節2(3)「在宅医療・介護連携の推進」に多職種の相互理解が促進されるよう、「医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、介護専門支援員、介護職等の多職種の連携促進」を記載 また、郡市医師会の多職種による先進的な取組みへの支援を記載

	対応する 主要施策等	要旨	計画への記載、具体的な対応 (新規事業、取組中の事業の改善等)
10	<p>認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進</p> <p>認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進</p> <p>認知症になっても安心な地域支援体制の構築</p>	<p>・糖尿病は認知症のリスクファクターとされており、糖尿病の予防が認知症の予防にも繋がるのだということをしっかりと述べていく必要がある。</p> <p>・認知症が疑われる方の3割程度しか診断を受けていないというデータがあるが、認知症以前のMCIの段階、軽度認知障害の段階でしっかりと捉えられて、それが治療に結びついていけば、認知症が減っていく可能性があるため、しっかり早期診断、早期発見、早期対応の体制を構築していただきたい。</p> <p>・認知症の方を家庭で見っていくためには、その方の精神症状がどの程度なのかということが、家族介護者の負担にも強く関わるため、そうした視点での相談体制の充実、デイケアの充実といった視点を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>・第2章第2節3(1)「認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進」に認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進として、リーフレットの配布やシンポジウムの開催を記載</p> <p>また、糖尿病と認知症の関係に関する普及啓発については、H28年度から市町村国保特定健診受診者に対し、糖尿病患者の認知症発症リスクが3倍であることを示したリーフレットを配布するとともに、各厚生センターにおいて、医療・保健従事者や介護福祉関係職員を対象に、高齢者の糖尿病に関する研修会を開催し、職員の資質向上を図っている。</p> <p>・第2章第2節3(1)「認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進」に早期診断・早期対応のための相談支援体制として、要介護認定や介護予防・生活支援サービス利用時における早期発見を推進するとともに、認知症疾患医療センターや「もの忘れ外来」の周知などを記載</p> <p>また、市町村や地域包括支援センターなどに設置される認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による地域の実情に応じた相談支援体制の充実を記載</p> <p>・第2章第2節3(2)「認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進」に認知症対応型デイサービスの整備など地域密着型サービスの充実を記載</p>
11	<p>・市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保</p>	<p>・県と市町村がしっかり連携を取る、または県が市町村をリードするような形で市町村においても人材計画を作り、市町村が自力で人材育成にも力を入れられる体制を作れるような支援をしていただきたい。</p> <p>・事業者ごとに個別の修学資金や奨学金の制度を作り、卒業後の一定期間そこで働くことを決めてしまう制度について、なかなか学生には手を挙げにくい面があるため、事業者同士が連携した制度ができないものか。</p> <p>・11月からスタートする介護職種の外国人技能実習制度について、事業者側が連携して法人を作り、当該法人を窓口にして動きが既に見られるため、計画への記載も視野に動向を注視する必要がある。</p>	<p>・介護人材の確保については、計画のガイドラインとなる国の基本指針において、「市町村は、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や都道府県と連携し、(中略)地域の特色を踏まえた人材の確保及び質の向上に取り組んでいくことが重要である」とされている。</p> <p>県としては、市町村や関係団体で構成される福祉人材確保対策会議や市町村等介護保険担当課長会議等を活用し、県や市町村の施策を紹介するとともに、より効果的な事業実施について相互に検討を行うなど、市町村や関係団体と連携しながら、人材確保対策を実施してまいりたい。</p> <p>・介護職種の外国人技能実習制度については、第2章第3節1「保健・福祉の人材養成と資質向上」の(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」において、「介護を学ぶ外国人に対する日本語学習や介護福祉士資格取得等に対する支援」を記載</p>
12		<p>・市町村の保険者機能を強化するための財政的インセンティブの評価指標の中には、介護人材の推計や人材確保策の実施の有無を問う項目も設定される予定であるため、県が市町村に対してどのような支援をするのかということについても、指針を出しておかれるとよい。</p>	<p>第2章第3節1「保健・福祉の人材要請と資質向上」の(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」において、施策の方向に「市町村と連携し、(中略)保健・福祉サービスを担う人材の養成・確保及び資質の向上を図るとともに、(中略)幅広い県民に対して福祉の仕事に関する理解と関心を深めるよう努める」ことを記載。</p> <p>また、具体的な施策に「元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」を記載しており、人材確保対策に取り組むに当たり、福祉人材確保対策会議や市町村等介護保険担当課長会議等を活用し、より効果的な事業実施について相互に検討を行うなど、市町村と連携しながら、実施してまいりたい。</p>